

平成20年(2008年)7月1日

大阪狭山市長 吉 田 友 好 様

大阪狭山市の市民自治を考える懇話会

「わたしたちの提言～市民自治の確立に向けて～」について

大阪狭山市の市民自治を考える懇話会は、平成18年8月から24回にわたり、市民自治の基本理念や基本原則、参画と協働の仕組みなどについて議論を重ねた結果、別添のとおり、大阪狭山市の市民自治の確立に向けた提言を取りまとめましたので提出いたします。

わたしたちの提言

～市民自治の確立に向けて～

平成20年（2008年）7月

大阪狭山市の市民自治を考える懇話会

提言にあたって

大阪狭山市の市民自治を考える懇話会は、まちづくりの基本理念や基本原則、市民自治のあり方について話し合うために、平成 18 年 8 月にスタートし、これまで 24 回の話し合いを重ねてきました。

平成 19 年 9 月には、中間まとめを提出し、その後も、中間まとめで出された検討課題について話し合いを続けてきました。

わたしたち自らが会議の運営を行うことや、市民自治という耳慣れないテーマでの話し合いだったこともあり、メンバーの減少や入れ替わりもありました。

この提言書では、市民、行政のそれぞれの現状と課題を整理した上で、市民自治の基本的な考え方、市民や議会、行政の役割や責務、参画と協働のまちづくりを進めるための仕組みや行政運営を行う上での原則など、市民自治を実現するための基本的な仕組みやルールを提言としてまとめました。

この提言の内容が、今後、市が制定を進めていく（仮称）自治基本条例に十分に反映され、大阪狭山市の市民自治が確立されることを願っています。

平成 20 年 7 月

大阪狭山市の市民自治を考える懇話会

目 次

第 1 章 提言に向けたわたしたちの思い	1
第 2 章 市民自治の現状と課題	3
第 3 章 市民自治の基本的な考え方	6
第 4 章 市民の役割と責務等	8
第 5 章 議会と議員の役割と責務等	9
第 6 章 行政の役割と責務	10
第 7 章 情報の共有、情報公開等	11
第 8 章 参画と協働の仕組み	12
第 9 章 行政運営の原則	14
第 10 章 条例の位置づけ等	15
おわりに	16
—参考資料—	
委員名簿	1
会議の開催経過	2

第1章 提言に向けたわたしたちの思い

(1) わたしたちのまち「大阪狭山」への思い

わたしたちの住んでいる大阪狭山市は日本最古の人工池で有名な狭山池がまちの中央に位置し、陶器山、三都神社や狭山神社の杜のみどり、水田、畑はもちろんのこと、大野地区のぶどう山など市内にはまだ多くの自然が残り、市民の憩いと安らぎの場となっています。

また、昔から引き継がれた文化の一つとして、だんじり祭りが保存・継承され、今でも地域の人々の心のつながりになっています。

昭和40年代には、南部の丘陵地帯に大規模なニュータウンが建設され、その後も大型マンションや新興住宅などへの転入により、大阪のベッドタウンとして人口が急増したため、従来からの住民と新しい住民との交流が進まない時期もありました。

しかし、近年、市民主体の活動が盛んになってきており、春の狭山池まつりは、ここ数年でまちのお祭りとして定着してきています。そのほかにも、地域防犯ステーションなど市民ボランティアが主体の防犯・防災活動、子育てや福祉に関する市民団体やNPOの活動が盛んになってきており、徐々に市民同士のつながりが広がっているように感じます。

大阪狭山市は交通の利便性が高く、教育、医療、福祉や環境など生活していく上で、便利さや快適さを実感している市民が多いと思います。私たち懇話会のメンバーも大半が住みやすいまちという点では一致しています。しかし、本当に住みよいまちとは何でしょうか。足りないものはないでしょうか。一方で、自治会、こども会などの市民活動に無関心な市民が増えてきている現実もあります。

市民活動を含めて、住みよいまちにするためには、私たち市民が何を考え、どう行動していくかを議論する時期に来ていると思います。

(2) 市民自治を考える懇話会の話し合いの経過と思い

懇話会では「市民自治とは何か」を議題の中心にして、ジャンルを問わず自由に意見を出し合いました。

対話を重ねるに従い、豊かな自然をどのように保全していくのか、ともすれば希薄になりがちな市民同士のつながりをどう修正するのか、少子高齢化してゆくまちをどのようにして活気づけてゆくのかなど課題が浮びあがりました。最終的に市民個々が自分のこととして、考え、行動していかなければ何も変わらないということに行き着き、「まちづくり」についての方向性が少しずつ見えてきました。

市民が主体となった活動については盛んになってきていますが、対話や情報交換する機会を増やし、横のつながりを広げるために、行政を含めて、市民同士が気軽に情報交換できる「対話と交流の場」を作ってみてはどうでしょうか。市民の意見がたくさん集まって

こそ、行政の創意工夫が生かされてくると思います。

そして、自分の住んでいるまちをやさしいまち・美しいまち・明るいまちにしたいのなら、行政まかせ、他人まかせにせず、できることは自分です、できないことはみんなで協力しながらする。そういう考えに立って、お互いの意見を出し合い、相手を尊重しながら議論を深め、その上で「まちづくり」を進めていく必要性を感じています。

そのために、私たちは24回の会議をかさねてきた結論として、市民と行政が力をあわせ、次世代の子どもたちに自信を持って引き継いで行ける「まちづくり」を進めていくには、市民自治の確立が必要であり、その基本となる体系的な仕組みやルールが必要だと考え、ここに提言としてまとめました。

第2章 市民自治の現状と課題

(1) 市民の現状と課題

◎地域の活動やまちづくりに関して、他人任せになっていないでしょうか

自分たちでできることは自分たちで解決し、できないことは市役所に頼む。それが、市民自治の原点だと考えます。しかし、自治会やこども会など地域の活動に無関心で他人任せの人が多くなってきています。また、まちづくりに関しても、市役所に任せておけばよいという雰囲気があり、自分たちの問題と考える人が少ないように思います。

自分たちにメリットがあるとかないとかではなく、自分たちの愛する大阪狭山市のために何かできるのかを考えることが大切です。

【主な個別意見】

- ・自治会への加入を義務付けられないか。
- ・自治会に入るメリットがないという人がいる。
- ・役員になりたくないから、自治会に入らない人がいる。
- ・祭りやイベントの役員を見ても、いつもおなじ顔ぶれである。

◎市民や市民活動団体が自由に対話し、交流する場はあるでしょうか

昔に比べ、近所付き合いが少なくなり、人と人のつながりが希薄になってきていると思います。市民同士が対話する場や機会が不足しているのかもしれませんが。また、市民活動団体も、横の連携がうまく取れていないように思います。

多様な立場や意見を持った市民や市民団体が気軽に集まり、意見交換や情報交換ができる対話と交流の機会や場があれば、お互いを理解し、尊重することにつながると思います。

【主な個別意見】

- ・昔のように、近所とのつながりがない。
- ・もっと住民同士の意見交換が必要である。
- ・地域で情報交換できる場づくりが必要である。
- ・地域の人たちが出会う、集まる場所をつくる必要がある。
- ・自治会のほかにも、老人会、PTA、こども会などがあるが、横の連携がうまく取れていない。地域の団体も縦割りである。
- ・狭山池クリーンアクションを通して、人と人のつながりができてきているように感じる。

◎行政からの情報が、わたしたち市民にうまく伝わっているでしょうか。

議会も含め、行政からの情報がうまく伝えられていないと感じている市民が多いと思います。広報誌やホームページによる情報提供は行われていますが、もっと身近で分かりやすく、かつタイムリーに情報が手に入るようになれば、市民の行政に対する関心も高まると思います。

【主な個別意見】

- ・市民の行政に対する関心が低い。背景として、行政からの情報が、うまく伝わっていないのが原因ではないか。
- ・市民への情報提供は、広報誌だけでは不十分だと思う。
- ・行政からの分かりやすい情報提供が必要である。

(2) 行政の現状と課題

◎市民がまちづくりに参画する仕組みや、市民との協働を進めていく仕組みは整っているでしょうか

大阪狭山市も、市民との協働は進んできたと思いますが、まだまだ市から提案された事業に限られているように思います。事業の企画立案の段階から、市民が関わり、提案することによって、参画と協働のまちづくりがさらに進むと思います。

市民と行政が対等な関係に立って、まちづくりの課題について情報交換や意見交換する場をつくるのが大切だと思います。

【主な個別意見】

- ・協働について、どれだけ理解している人がいるのかと思う。
- ・行政主導・行政先行型の協働がほとんどであると思う。計画段階から市民と行政がしっかり議論して始める協働が理想だと思う。
- ・自治会などの地域型は、行政からのバックアップがあるが、逆にしたくないことも押し付けられる。テーマ型は、行政が担っている仕事をしたいが、なかなか行政が手放さないから仕事がない。

◎市民の声をまちづくりに反映する仕組みは整っているでしょうか

パブリックコメントを実施するときに、広報誌やホームページで広報していますが、多くの意見が出されているとは言えない状況です。市民への周知の方法を工夫したり、意見を出しやすい仕組みに変えていく必要があると思います。

また、計画づくりのための審議会や委員会の公募による委員の枠を広げるなど、市民の声を直接反映する仕組みを増やすべきだと思います。

間接民主制を補完するために、住民投票制度のような直接民主制的な制度を取り入れ、より市民の声が的確に反映される仕組みが必要だと思います。

【主な個別意見】

- ・パブリックコメント制度は、いい制度であるが、今のままではよくないと思う。
- ・パブリックコメントで多くの意見をもらうためには、もっと工夫が必要である。
- ・どの審議会も同じメンバーが多い。手法も見直すべき面がある。
- ・合併のように、住民にとって大きな問題が起こった場合には、直接意見を聞くことが必要である。
- ・今の間接民主主義は、国から市町村まで十分に機能していないと感じている。

◎市民に対する情報提供は十分行われていると言えるでしょうか

市民に対しては、広報誌やホームページなどにより情報提供を行っていますが、市民が必要な情報をよりたやすく入手できるような工夫が必要です。

また、行政は普段から地域に積極的に出かけ、行政の情報を提供する努力が必要だと思います。

【主な個別意見】

- ・市民団体が中心となって、市が作成した報告書を読む会を開催し、市の担当者から説明を受けるといった取組みを行ってはどうか。
- ・分かりやすく情報提供をするという機会をつくっておかないと、計画づくりへの参加をよびかけても集まらない。
- ・出前講座もよいが、押しかけ講座くらいのことが必要である。
- ・口コミが一番強い。

(3) 現状と課題を越えて

わたしたち市民が主役のまちづくりを進めていくためには、どのような仕組みやルールがあればいいのかを話し合った結果を、以下のとおり提言として整理しました。

第3章 市民自治の基本的な考え方

(1) 用語の定義

市民自治を考えるときに、また、この提言を読むときに、こう読み取ってほしい用語の意義は、それぞれに次のとおりとします。

- ①市 民：市内に住み、働き、学ぶ人や団体又は市内に事業所を置く事業者をいいます。
- ②参 画：市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- ③協 働：市民と市民、市民と行政が、それぞれの役割と責任を自覚して、お互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力することをいいます。
- ④コミュニティ：居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成されたつながりや、その活動をいいます。
- ⑤熟 議：お互いの立場や考え方を尊重しあいながら、合意に向けて対話を重ねることです。

(2) 市民自治の基本理念

○まちづくりの主体は、わたしたち市民です。

○市民が主体のまちづくりを推進することにより、市民自治の確立と市民福祉の向上を図らなければなりません。

○わたしたち市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自分たちが地域のことを考え、自分たちの手で実行していくよう努めます。

(3) 市民自治の基本原則

○情報共有の原則

市民自治を実現するためには、わたしたち市民と行政が、まちづくりに関する情報を共有することが大切です。

○市民参画の原則

わたしたち市民は、自分たちの意思と責任の下、まちづくりの企画立案から、実施・評価にいたるまで主体的に参画することが大切です。

○協働の原則

わたしたち市民と市は、お互いの理解と信頼関係を深め、対等なパートナーとして

協働の仕組みを作り上げていくことが大切です。

第4章 市民の役割と責務等

(1) 市民の役割

○お互いの交流や連携を深めていくため、情報の共有を図るとともに、市民同士のネットワークを形成していく必要があります。

○わたしたち市民は、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に自治会等のコミュニティに参加し、お互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動する必要があります。

(2) 市民の権利

○わたしたち市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

○わたしたち市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の段階において参画する権利を有します。

(3) 市民の責務

○わたしたち市民は、地域の中で、人と人のつながりを大切することが市民自治の基本であるという考え方に立ち、お互いを認め合い、思いやり、意思の疎通を図りながら、協働してまちづくりを推進していく必要があります。

○まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第5章 議会と議員の役割と責務等

(1) 議会の役割と責務

○議会は、選挙で選ばれた市民の代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正かつ効率的に行財政運営が行われているかを調査し、監視を行う必要があります。

○議会は、市民の意思をまちづくりに反映するため、市民との情報共有を図り、市民ニーズを把握するよう努めなければなりません。

○議会は、市民に開かれた議会運営を図り、議会に対する市民の関心を高めるよう努めなければなりません。

(2) 議員の責務

○議員は、市民自治の基本理念と基本原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

○議員は、議員活動を通じて知り得た情報等について、常に市民に分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

第6章 行政の役割と責務

(1) 市長の役割と責務

○市長は、市民自治の基本理念、基本原則に基づき、公正かつ誠実にその職務を遂行するよう努めなければなりません。

○市長は、選挙により市民から信託された地位であることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処するよう努めなければなりません。

○市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

(2) 行政の役割と責務

○市民と行政の連携をより円滑に行うため、行政内部の体制を、「縦割り」から「横断的」なものに変えていかなければなりません。

(3) 職員の役割と責務

○職員は、市民のニーズに応えるよう創意工夫して、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係を築くよう努めなければなりません。

○職員は、まちづくりの課題への対応や、市民へ分かりやすく説明するために必要な専門知識や技能などを身につけるよう常に自己啓発に努めなければなりません。

○職員は、職務の遂行にあたっては、法令及び条例等を遵守するよう努めなければなりません。

第7章 情報の共有、情報公開等

(1) 情報の共有

○市民と行政が協働によるまちづくりを進めるためには、市の広報誌やホームページによる情報提供をはじめ、市民が必要とする情報を必要なときに入手できるよう、情報提供の方法を工夫し、まちづくりに関する情報を共有することが必要です。

(2) 情報公開と情報提供

○行政は、まちづくりに関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な行政の実現するため、その保有する情報を積極的に公開しなければなりません。

○行政は、市民生活に必要な情報をできるだけ市民に分かりやすく、かつタイミングを逃さず提供するように努めなければなりません。

(3) 個人情報の保護

○行政は、保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

第8章 参画と協働の仕組み

(1) 対話と交流の場の設置

○立場や考え方の違う人が、自由に情報交換や意見交換できる対話と交流の場の設置を求めます。また、市民同士だけでなく、そこに行政も加わり、市民と行政の間でも対話と交流が生まれることを期待します。

○対話と交流を深めるとき、お互いの立場や考え方の違う人同士が時間をかけて話し合い、熟議によりその違いを乗り越えて、意見を調整していくことが重要です。

(2) 審議会等への参画

○行政は、審議会等を設置する場合は、市民の多様な意見が反映されるよう市民団体の参加とともに、広く市民の声を聞くために公募による委員枠を設定するよう努めなければなりません。

○行政は、原則として審議会等の会議及び会議録を公開するよう努めなければなりません。

(3) 市民の意見等に対する手続

○行政は、パブリックコメント制度、市民意識調査などの方法により、市民が意見を表明し、提案する権利を保障しなければなりません。

(4) 住民投票制度

○まちづくりに関する重要な事項について、市民の意思を確認する必要があるときは、最終的な手段として住民投票制度を設けることが望ましいと考えます。

○行政は、住民投票制度の結果を尊重しなければなりません。

(5) 学習機会の提供・充実

○今後も、まちづくり大学や生涯学習出前講座など、市民がまちづくりに関して理解と関心を深めることができる学習の機会を提供するとともに、コミュニケーション能力や公の心を育てる観点から内容の充実を図っていく必要があります。

(6) コミュニティの尊重

○行政は、まちづくりの担い手として、コミュニティの自主性や自立性を尊重しながら、活動の場の提供や人的な支援など、コミュニティが活性化する支援施策を実施

する必要があると思います。

○わたしたち市民は、自主的かつ個性的なまちづくりを進めるため、一定のまとまりのある地域において、地域の課題を共有し解決に向けて活動する組織として、当該地域の市民に開かれ、行政や自治会等の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う組織をつくる必要があると考えます。

第9章 行政運営の原則

(1) 総合計画

○行政は、施策の基本となる総合計画の策定にあたっては、できるだけ多くの市民が参画し、市民の思いがより反映できるよう努めなければなりません。

(2) 組織編成

○行政は、市民に分かりやすく、また、さまざまな行政課題に柔軟かつ適切に対応できる規模の組織編成に努めなければなりません。

(3) 財政運営

○行政は、歳入確保に努めるとともに、効率的な予算の使い方を工夫し、健全かつ中長期的な視点に立った財政運営を行わなければなりません。

○行政は、予算や決算に関する情報を市民に分かりやすい形で公表するよう努めなければなりません。

○行政は、市民が参画して財政運営の成果を評価する仕組みをつくり、公表するよう努めなければなりません。

(4) 行財政評価

○行政は、行財政活動（政策・施策・事務事業）の成果を、市民も参画して評価する仕組みをつくり、市民に分かりやすく伝える工夫をしなければなりません。

○行政は、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルにより評価を行うこととし、評価結果を行財政運営に適切に反映しなければなりません。

(5) 説明責任と応答責任

○行政は、まちづくりに関する計画などの立案、実施及び評価にあたっては、その内容や効果などについて、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

○行政は、市民の行政に対する意見、要望、提案などに対して、できるだけ速やかにかつ誠意を持って応答しなければなりません。

第10章 条例の位置づけ等

(1) 条例の位置づけ

○（仮称）自治基本条例が、この提言の趣旨を踏まえ、市の最高規範として位置付けられ、市の条例・規則などが、条例の内容に即して整備、解釈及び運用されることを期待します。

○（仮称）自治基本条例が、市民自治を実現するための基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務を定めたものになることから、市民、議会、行政がこの条例を最大限に尊重することを期待します。

○市が、（仮称）自治基本条例に基づき、参画と協働の仕組みをつくるとともに、公正で透明性の高い行政運営を行うことを期待します。

(2) 条例の見守り

○わたしたちは、（仮称）自治基本条例が、大阪狭山市の市民自治の礎となり、市民参画と協働のまちづくりが実現されるよう、見守っていきたいと思います。

おわりに

この提言書は、市民自治を考える懇話会に参加した考え方の違う市民が、お互いの思いを伝え合い、理解し擦り合わせをしながら、２年間２４回にわたって自由な討論を重ねまとめた私たちの汗の結晶です。

このようにしてまとめた提言の内容以外にも、市民のさらなる協力や応分の負担といった協働の具体的な仕組みなど、市民が主体となるまちづくりに関連した意見や要望などが多々提示され議論されました。

しかし一方では、行財政改革や市民自治と関わりのある議会制度などについては十分な議論ができませんでした。

ぎりぎりの行財政運営が求められている大阪狭山市で、市民が主体となったまちづくりを進めていくためには、市民と議会の関係はこれまで以上に、日常的な意思の疎通や連携が必要になってくると考えます。市民自治を確立するこの時期に、議会のあり方についても検討課題にしていきたいと思います。

独特の文化を育んできたわたしたちのまち大阪狭山市が、今後も文化の香りの高い、住みよいまちとして独自性を保ち発展して行くためには、市民、議会、行政が新しい感覚と認識をもって「まちづくり」に邁進してゆく必要があると私たちは信じます。

この提言書は、すべての市民が大阪狭山市に住むことを誇りとし、幸福を感じるまちを自分たちで作りたい、という懇話会で話し合った私たちの「思い」をまとめたものです。市民が主体となったまちづくりと市民自治の確立という基本理念の意を汲んでいただき、分権改革に相応しい他市に誇れる素晴らしい（仮称）自治基本条例を制定していただくよう強く要望いたします。

参 考 資 料

委員名簿

(敬称略)

氏 名 (ふりがな)	備 考
久 隆 浩 (ひさ たかひろ)	近畿大学理工学部社会環境工学科教授
億 田 信 昭 (おくだ のぶあき)	
小 原 一 浩 (おはら かずひろ)	
柏木 ゆみこ (かしわぎ ゆみこ)	
勝本 十三子 (かつもと とみこ)	
川 竹 了 (かわたけ さとる)	
清 田 孝 明 (きよた たかあき)	
窪 田 由 紀 (くぼた ゆき)	
芝 本 渡 (しばもと わたる)	
高 橋 光 枝 (たかはし みつえ)	
田 中 晶 子 (たなか あきこ)	
田 中 哲 夫 (たなか てつお)	
中 村 秀 彦 (なかむら ひでひこ)	
野元 悠紀子 (のもと ゆきこ)	
林 田 碩 而 (はやしだ ひろゆき)	
松 川 元 英 (まつかわ もとふさ)	
松 嶋 玲 子 (まつしま れいこ)	

会議の開催経過

会 議	開 催 日	主な内容
第1回	平成18年8月12日	会議の進め方、開催日程等について
第2回	平成18年9月27日	グループ討議
第3回	平成18年10月18日	グループ討議
第4回	平成18年11月18日	グループ討議
第5回	平成18年12月16日	講演会 「市民自治の推進を考える」 近畿大学理工学部社会環境工学科教授 久 隆浩氏
第6回	平成19年2月16日	今後の進め方について
第7回	平成19年3月28日	グループ討議：参画について
第8回	平成19年4月26日	グループ討議：市民の地域への係わり合いや地域性について
第9回	平成19年5月25日	グループ討議：市民憲章について
第10回	平成19年6月28日	グループ討議：地域協議会について
第11回	平成19年7月30日	中間まとめ（案）について
第12回	平成19年8月27日	中間まとめ（案）について
第13回	平成19年9月26日	中間まとめ（案）について
第14回	平成19年10月24日	市民と行政の協働について
第15回	平成19年11月20日	市民と行政の協働について

会 議	開 催 日	主な内容
第16回	平成19年12月26日	市民と行政の協働について
第17回	平成20年1月31日	グループ討議
第18回	平成20年2月27日	グループ討議
第19回	平成20年3月26日	グループ討議
第20回	平成20年4月15日	提言書（素案）について
第21回	平成20年5月8日	提言書（素案）について
第22回	平成20年5月29日	提言書（素案）について
第23回	平成20年6月12日	提言書（素案）について
第24回	平成20年6月24日	提言書（素案）について